

令和8年2月

シルバーピア(単身向け・二人世帯向け) 地元割当による都営住宅 入居者の募集

★募集住宅

詳細は5ページ
または7ページ
をご覧ください。

	住宅名	募集戸数
単身向	多摩ニュータウン長峰三丁目	1
二人世帯向	多摩ニュータウン長峰三丁目	1

★申込期間

令和8年2月18日(水)

～令和8年2月27日(金)

★申込方法

①窓口

令和8年2月27日(金)17時までに、
稲城市市役所 3階 まちづくり再生課にご提出ください。

②郵送

令和8年2月27日(金)までの消印に限り受け付けます。

〒206-8601 稲城市東長沼2111番地
稲城市役所 まちづくり再生課宛

③オンライン

令和8年2月27日(金)23時59分までに申込完了したものに
限り、受け付けます。

市Web>くらし・手続き>住まい>都営住宅・都民住宅
>【地元割当】令和8年2月 都営住宅入居者募集



★留意事項

- 窓口・郵送でお申込みの場合は、**所定の申込書**と**官製はがき2枚**(郵便番号・住所・氏名記入)をご用意のうえお申込みください。
- 抽せん番号および抽せん結果などの電話でのお問い合わせは、一切受付できません。
- 入居資格等をご確認いただいたうえでお申込みください。
- 東京都および稲城市は、申込みの代行業者と全く関係ありません。
- 問い合わせ:まちづくり再生課 TEL 042-378-2111(内324)

● 目 次 ●

はじめに

- 1 申込みにあたってのご注意 3
- 2 使用料について 3
- 3 東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う
入居資格の拡大について 3
- 4 申込みから入居までのスケジュール 4

募集住宅と入居資格

- 1 単身向けの募集概要と入居資格 5
- 2 二世帯向けの募集概要と入居資格 7

申込み方法

- 1 申込み方法 10
- 2 申込書の書き方
 - ◆単身向けに応募する方 11
 - ◆二世帯向けに応募する方 12
- 3 はがきの書き方 13

所得の計算

- 1 単身世帯向の所得基準 14
- 2 二世帯向の所得基準 14
- 3 所得基準の確認 15
- 4 所得金額の計算 16
 - ◆計算方法の確認 16
 - ◆「前年の所得」を計算する 17

◆「現在の所得」を計算する	18
◆給与所得を計算する	19
◆事業等所得を計算する	21
◆年金所得を計算する	22
◆特別控除について	23
◆世帯の所得金額・家族人数	24

入居について

1 入居資格審査に必要な主な書類	25
2 入居手続きについて	26
3 入居後のご注意	26

その他

1 親等図(参考)	28
2 入居資格に関する基準日一覧表(参考)	28
3 都営住宅・都民住宅の募集	29

はじめに 1 申込みにあたってのご注意

- 都営住宅へ入居するには、一定の資格が必要です。資格のない方は申込みできません。
⇒5～9ページの該当箇所をご覧ください。
- 申込みは、1世帯につき1回のみ有効です。複数の申込みがあるときは、すべての申込みが無効となります。
- 他の都営住宅募集で既に合格・登録されている方は、申込みできません。
- 申込み後の申込み内容の変更はできません。
- 窓口または郵送で申込み後、抽せん結果の通知はがきが届くまでの間に引っ越した場合は、最寄りの郵便局に「転居届」を出して、通知を受け取れるようにしてください。

はじめに 2 使用料について

- 使用料には共益費は含みません。
- 毎年6月の収入報告により認定された所得金額等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。
- 使用料のお支払いは、原則として口座振替、または自動払い込みとなります。
- 所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。

はじめに 3 東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向けの申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明(東京都パートナーシップ宣誓制度による証明)もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、入居資格審査のときに東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係にある方」をパートナーと表記しています。

申込み

①窓口、②郵送、③オンラインのいずれかにてお申込みください。(10ページ参照)
 申込期間:令和8年2月18日(水)～令和8年2月27日(金)

抽せん番号のお知らせ

令和8年3月9日(月)までに、はがきまたはメールで抽せん番号をお知らせします。

公開抽せん

令和8年3月11日(水)午後14時から 稲城市役所6階602会議室
 で行います。 ☆抽せん会場に来られなくても差し支えありません。

抽せん結果のお知らせ

3月中旬頃、はがきまたはメールで抽せん結果をお知らせする予定です。

※抽せん番号および抽せん結果などの電話でのお問い合わせは一切受付
 できませんので、ご了承ください。

※抽せん結果は、番号のみ市役所玄関に掲示及び稲城市ウェブサイト
 に掲載いたします。

落選

補欠者

※ 補欠者は、資格審査対象者のうちで辞退者・失格者が出た場合に、
 順次繰り上げで審査を行います。
なお、繰り上げにならない方には審査通知書を送付いたしません
 ので、ご了承ください。

当せん

当せんされた方は、資格審査対象者となります。

※次の入居資格審査に合格しないと入居できません。

※以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分がある方は
 資格審査までにお支払いいただきます。

入居資格審査

令和8年3月下旬～

審査に関する説明資料をお渡しいたしますので、内容をご確認のうえ、
 必要書類をご提出ください。

合格

失格

登録

住宅のあっせん

入居

今回の入居予定は、令和8年10月以降です。

- (1) 使用許可日の約1か月前に住宅の下見ができます。
 入居手続きと住まい方等に関する説明資料が送られます。
- (2) 使用許可日の約2週間前に入居手続きが行われます。
- (3) 使用許可日から15日以内に引っ越しをしてください。

※ 合格者の登録から入居までの手続きは、稲城市ではなく東京都住宅供給公社が行います。

◆ 募集概要 ◆

この募集は、単身向けです。

家族(2人以上の世帯)では入居できません。家族向けの募集は、7ページをご覧ください。

稲城市

※あっせんする住宅は、中・高層の耐火住宅です。

住宅名	多摩ニュータウン長峰 三丁目		申込地区番号	5561	戸数	1
所在地	間取り	専用面積 (㎡)	標準的な使用料	備考		
長峰3-8ほか 京王相模原線「稲城駅」から小 田急バス「長峰」下車徒歩2分	1DK	38	16,800~ 33,000円	平成5年建築		

◆ 入居資格 ◆

申込期間に、次の1~6のすべてに当てはまる必要があります。

1. 65歳以上であること

2. 稲城市内に継続して3年以上居住していること

- (1)申込者本人は、申込時点で、稲城市内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2)外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3. 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、14ページの所得基準に応じた所得金額の範囲内であること。
所得の計算方法は、16~24ページでお確かめください。

4. 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

5. 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)、婚約者、パートナーを含む)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。

ア 同居している親族全員が申込み後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。
なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅が狭い
(お住いの住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。)

◇入居資格基準表 ※表中の住戸専用面積は、数値未満であること。

申込者を含めた同居人数	住戸専用面積(壁芯)	申込者を含めた同居人数	住戸専用面積(壁芯)	申込者を含めた同居人数	住戸専用面積(壁芯)
2人	30㎡未満	4人	50㎡未満	6人	66.5㎡未満
3人	40㎡未満	5人	57㎡未満	7人	76㎡未満

※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。
※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

6. 住宅に困っていること

- (1) 住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
 - ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書等の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある方を除く。)
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込できません。

◆ 募集概要 ◆

この募集は、二人世帯向けです。

単身者の方は入居できません。単身向けの募集は、5ページをご覧ください。

稲城市

※あっせんする住宅は、中・高層の耐火住宅です。

住宅名	多摩ニュータウン長峰三丁目	申込地区番号	5571	戸数	1
所在地	間取り	専用面積 (㎡)	標準的な使用料	備考	
長峰3-8ほか 京王相模原線「稲城駅」から小 田急バス「長峰」下車徒歩2分	2DK	56	24,900円～ 49,000円	平成5年建築	

◆ 入居資格 ◆

申込期間に、次の1～5のすべてに当てはまる必要があります。

令和4年11月の募集からパートナーシップ関係にある方も家族向の入居資格を有することになりました。詳しくは3ページをご覧ください。

1. 申込者が65歳以上であること

2. 申込者が稲城市内に継続して3年以上居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 稲城市内に継続して3年以上居住していることが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、(1)のほか
に申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで
証明できること。

3. 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、14ページの所得基準の範囲内であること。
所得の計算方法は、16～24ページでお確かめください。

4. 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

5. 65歳以上の同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。
同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む)をいいます。

- (1) 申込期間に同居している65歳以上の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上とします。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻(夫)」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップ関係の相手との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)に該当する方。
 - イ 申込期間に申込者と税法上の扶養関係にある方(課税証明書で扶養関係が確認できること。)
 - ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該他の親族等から扶養されていない方で3親等内の血族または姻族の方。
※3親等内の血族または姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者(28ページ親等図の範囲の方)
- (4) 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかにも申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) (1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。

※おおむね60歳以上とは申込期間に57歳以上の方をいいます。

6. 住宅に困っていること

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書等の提出が必要です。
 - イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある方を除く。)
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

以下のいずれかの方法でお申込みください。

窓口

- (1) 申込書と官製はがき2枚をご用意ください。
- (2) 申込書の太線枠内はすべて正確に記入してください。
空欄や、資格にあてはまらない記入のある申込書は受け付けできませんので、次ページ以降の記入例を参考に、間違いのないように記入してください。
- (3) 85円切手を貼りつけ、必要事項を記入した官製はがき2枚(13ページ参照)をご用意ください。
- (4) 申込書と官製はがき2枚を、下記の窓口までお持ちください。

窓 口: 稲城市役所3階 まちづくり再生課 住所整理・団地再生係
受付時間: 8:30~17:00(土日祝除く)
最終受付: 令和8年2月27日(金曜日)17:00まで

郵送

- (1) 上記(1)~(3)参照
- (2) 申込用封筒に申込書と官製はがき2枚を入れ、110円切手を貼り郵送してください。
- (3) 申込用封筒を紛失した場合は、お手持ちの封筒に
「〒206-8601 稲城市役所 まちづくり再生課 住所整理・団地再生係宛」と書いて郵送してください。

最終受付: 令和8年2月27日(金曜日)消印有効

オンライン

- (1) QRコードもしくは市ウェブサイトよりアクセスしてください。
オンライン申請の場合メールアドレスが必要です。

市Web>暮らし・手続き>住まい>都営住宅・都民住宅
>【地元割当】令和8年2月 都営住宅入居者募集



- (2) 募集開始日から申込みできます。申込が完了すると、受付完了メールが届きます。
- (3) 24時間いつでも申請可能ですが、LoGoフォームのメンテナンス時間中は申請ができませんのでご注意ください。詳細なメンテナンス時間はLoGoフォームをご覧ください。

最終受付: 令和8年2月27日(金曜日)23時59分までに申込完了したもの

単身向けに応募する方

令和8年2月 公募 都営住宅使用申込書 地元(稲城市)

令和8年2月18日 申込日を記入してください。・12ページの記入例を参考にご記入ください。

東京都知事殿

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族又パートナーシップ関係にある方を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議を申し立てないことを誓約いたします。また、申込者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされ、この欄は記入しないでください。

・太線枠内のみ、必ずご記入下さい。記載事項の変更はできませんので、注意してください。

受付番号	非該当理由	抽せん番号

続柄番号表

続柄	番号
夫	11
妻	12
未届けの夫	13
未届けの妻	14
子(男)	29
子女	39
孫	41
父	51
母	52
祖父	62
祖母	63
兄	71
弟	74
姉	81
妹	84
婚約者	15
パートナー	17
その他	96

1 入居を希望する申込地区番号を記入してください。

申込地区番号 5ページを参考にご記入ください。

2 申込者についてご記入ください。(この方が都営住宅入居後の名義人となります。)

※現住所は建物名まで必ず記入してください。

郵便番号	<input type="text" value="206"/> - <input type="text" value="0802"/>	電話番号	<input type="text" value="042"/> - <input type="text" value="XXXX"/> - <input type="text" value="XXXX"/>	平日の日中に連絡のつく電話番号		市内居住年数	
現住所	東京都稲城市 東長沼2111番地 稲城荘 123号室						
フリガナ	<input type="text" value="イナギ"/>	<input type="text" value="タロウ"/>					
氏名	<input type="text" value="稲城"/>	<input type="text" value="太郎"/>				3年	
フリガナ							
日本での通称名がある方							
						大正(昭和)平成	
						29年1月13日	
						満(70)歳	

◇ 上記2の方が外国人である場合、ご記入ください。

在留資格		在留期間		申込日時点の年齢を記入してください。		年 月 日
------	--	------	--	--------------------	--	-------

3 上記2の方の現在の同居親族の人数と、都営住宅に入居する方の人数についてご記入ください。

申込者を含め、現在は 人で暮らしており、都営住宅には、 人(下記4に記入する申込者を含めた合計人数)での入居を希望します。

4 都営住宅に入居するすべての方についてご記入ください。続柄と番号は、あてはまるものを右上の「続柄番号表」から選択し、記入してください。

※外国人の同居親族の方は、募集のご案内10ページ2の(4)の在留資格を必ずご確認ください。

入居人数	(フリガナ)氏名	続柄(続柄番号)	生年月日	年間所得金額	特別控除(○で囲む)	申込日時点の勤務先又は学校の名称及び所在地	勤務(開業)開始年月日	職業
1	フリガナ 申込者	本人(01)	上記2で確認	15~22ページで計算 1,570,000円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 稲城市XXX番地 名称 OOO株式会社 電話 042-(XXXX)-XXXX	昭和 平成 2年4月1日 令和	
2		()	大昭和令 (満 歳)	15~22ページで計算 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 ()	昭和 平成 年 月 日	
3		()	大昭和令 (満 歳)	15~22ページで計算 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 ()	令和	
4		()	大昭和令 (満 歳)	15~22ページで計算 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 ()	昭和 平成 年 月 日 令和	
年間所得金額合計(A)				1,570,000円	特別控除金額合計(B)	24ページで計算 270,000円	差引所得金額(A)-(B)	15~25ページで計算 1,300,000円

5 申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名

所得基準を超える場合は申込みできません。募集のご案内15ページの所得基準を必ずご確認ください。

6 現在お住まいの住宅の状況について、ご記入ください。

住宅の種類 ○をつけてください。	3 賃貸アパート 4 賃貸マンション 5 借家 6 親族の持家 7 UR賃貸住宅 8 公社住宅 9 社宅・寮 10 都民住宅 11 市営住宅 12 都営住宅 13 自分の持家 14 母子生活支援施設 15 一時収容施設 16 借間 17 その他()	家賃(共益費・駐車場料金を除く)	月額 60,000円
間取り 1K、2DK等と記入してください。	1 KDKLDK	左の欄のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計	合計 7畳

7 都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか? ○をつけてください。

いいえ はい

*「はい」に○を付けた方は、次の(1)~(3)のいずれかに○を付けてください。
(1) 若くして老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取壊し予定。
(2) 差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
(3) (1)と(2)以外の理由。

二世帯向けに応募する方

令和8年2月 公募 都営住宅使用申込書 地元(稲城市)

令和8年2月18日 申込日を記入してください。2ページの記入例を参考に記入ください。

東京都知事殿
私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。
なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族又パートナーシップ関係にある方を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また、申込者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされ、この欄は記入しないでください。

受付番号	非該当理由	抽せん番号

続柄番号表

続柄	番号
夫	11
妻	12
未届けの夫	13
未届けの妻	14
子(男)	29
子(女)	39
孫	41
父	51
母	52
祖父	62
祖母	63
兄	71
弟	74
姉	81
妹	84
婚約者	15
パートナー	17
その他	96

1 入居を希望する申込地区番号を記入してください。

申込地区番号 5 5 7 1 8ページを参考に記入ください。

2 申込者についてご記入ください。(この方が都営住宅入居後の名義人となります。)
※現住所は建物名まで必ず記入してください。

家族向けの募集の場合
記入は不要です。

郵便番号	2 0 6 - 0 8 0 2	電話番号	042 - ×××× - ××××	市内居住年数	年
現住所	東京都稲城市 東長沼2111番地 稲城荘 123号室			現在所を含めて市内に継続して居住している年数を記入してください。	
フリガナ	イナギ	タロウ		生年月日	
氏名	稲城	太郎		大正(昭和)平成	
フリガナ				29年 1月13日	
日本での通称名がある方				満(70)歳	

◇ 上記2の方が外国人である場合、ご記入ください。

在留資格		在留期間		申込日時点の年齢を記入してください。	年 月 日
------	--	------	--	--------------------	-------

3 上記2の方の現在の同居親族の人数と、都営住宅に入居する方の人数についてご記入ください。

申込者を含め、現在は 1 人で暮らしており、都営住宅には、 2 人(下記4に記入する申込者を含めた合計人数)での入居を希望します。

4 都営住宅に入居するすべての方についてご記入ください。続柄と番号は、あてはまるものを右上の「続柄番号表」から選択し、記入してください。

※外国人の同居親族の方は、募集のご案内10ページ2の(4)の在留資格を必ずご確認ください。

入居人数	(フリガナ)氏名	続柄(続柄番号)	生年月日	年間所得金額	特別控除(○で囲む)	申込日時点の勤務先又は学校の名称及び所在地	勤務(開業)開始年月日	職業	
1	稲城 太郎	本人(01)	上記2で確認	15~22ページで計算 1,570,000円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 稲城市XXX番地 名称 OOO株式会社 電話 042-(XXXX)-XXXX	昭和 平成 2年 4月 1日 令和	会社員	
2	イナギ ハナコ 稲城 花子	妻(12)	大正30年3月3日生 (満69歳)	15~22ページで計算 0円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 ()	昭和 平成 令和	無職	
3	()	()	大昭和 年 月 日生 ()	15~22ページで計算 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 ()	昭和 平成 令和	会社員・アルバイト・自営・ 無職・年金・生活保護など	
4	()	()	() 年 月 日生 (満 歳)	円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 電話 ()	平成 令和		
				年間所得金額合計(A)	1,570,000円	特別控除金額合計(B)	24ページで計算 270,000円	差引所得金額(A)-(B)	15~25ページで計算 1,300,000円

5 申込者または同居親族の所得税上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名

所得基準を超える場合は申込みできません。募集のご案内15ページの所得基準を必ずご確認ください。

6 現在お住まいの住宅の状況について、ご記入ください。

住宅の種類 ○をつけてください。	③ 賃貸アパート 4 賃貸マンション 5 借家 6 親族の特家 7 UR賃貸住宅 8 公社住宅 9 社宅・寮 10 都民住宅 11 市営住宅 12 都営住宅 13 自分の特家 14 母子生活支援施設 15 一時収容施設 16 借間 17 その他()	家賃 (共益費・駐車場料金等を除く)	月額 90,000円
間取り 1K、2DK等と記入してください。	2 KDKLDK	左の欄のK・DK・LDKを除いた部分の畳数の合計	合計 11 畳

7 都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか? ○をつけてください。

いいえ はい

*「はい」に○を付けた方は、次の(1)~(3)のいずれかに○を付けてください。
(1) 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難と予定。
(2) 差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
(3) (1)と(2)以外の理由。

<見本>

※オンラインの場合は不要です

85円	2 0 6 - X X X X
<p>稲城市東長沼2111番地</p> <p>稲城荘 123号室</p> <p>稲城 太郎 様</p>	

- *ご自身の住所・氏名をご記入ください。
- *同じものを2枚ご用意ください。
- *裏面には何も記入しないでください。

- ★ 抽せん番号および抽せん結果の通知のため、裏面には何も書かない官製はがきを2枚ご用意ください。
- ★ 用意した官製はがきに、申込者の ①郵便番号、②住所、③氏名を書いてください。
- ★ 官製はがきを同封していない場合は、通知文書の発送ができませんのでご注意ください。

所得の計算

1 単身世帯向の所得基準

●単身者向の所得基準

0円～2,568,000円

※所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得の計算

2 二人世帯向の所得基準

●二人世帯向の所得基準(申込者および同居親族ともに)

0円～2,948,000円

※申込者および同居親族に所得税法上の遠隔地扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を世帯の年間所得から差し引いてください。

●同居親族が、次のいずれにもあてはまらない57歳以上60歳未満の配偶者の場合

0円～2,276,000円

(1)心身障害者

次のいずれかにあてはまること

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度)

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む)

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2)原子爆弾被爆者

厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません。)の交付を受けている原子爆弾被爆者であること(過去に交付を受けていた方を含む。)

(3)海外からの引揚者

海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※海外からの引揚者とは、昭和20年(1945年)8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

(4)ハンセン病療養所入所者等

ハンセン病療養所入居者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額を計算し、所得基準の範囲内かお確かめください。

申込者および同居親族ひとりずつの収入の種類を確認し、所得を計算する。
計算した所得金額を24ページの表に記入してください。

申込者および同居親族の合計所得が
前ページの所得基準を超える場合

申込者および同居親族の合計所得が
前ページの所得基準の範囲内の場合

特別控除金額を確認し、
合計額を計算する。…23ページ
計算した特別控除を24ページの表に
記入してください。

これ以上の計算は不要です。

所得基準の範囲内か確認する。…14ページ
※所得基準を超える場合は申込みできません。

★ 所得金額計算上の注意

- ① 次にあてはまる収入については、所得金額を0円とします。
 - ・遺族年金、障害年金
 - ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
 - ・退職金等の一時的な所得
- ② 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき(給与と年金、給与と事業所得など)は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

★計算方法の確認

都営住宅の入居資格の有無は、原則として申込期間の「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については、「現在(申込期間)の所得」によることができます。

以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1 昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により、令和8年4月末までに退職することが申込期間に確定している場合または病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく資格審査日までに退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を12か月分に推定した金額を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外ため、0円としてください。

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- ・17ページ【「前年の所得」を計算する】へすみ、所得を計算してください。
- ・所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- ・計算した結果を24ページの表に記入してください。

「現在の所得」を計算する

- ・18ページ【「現在の所得」を計算する】へすみ、所得を計算してください。
- ・ただし現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- ・所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- ・計算した結果を24ページの表に記入してください。

★所得の種類を確かめましょう

給与所得…給与、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、日雇い、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。
※給与所得控除をする前の金額は、「年収」であり、「所得」とは異なるのでご注意ください。

事業所得…事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得は、確定申告書でご確認ください。

年金所得…厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの所得です。
年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。個人年金は雑所得です。

「現在の所得」を計算する

給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。19ページ【給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

事業等所得を計算する

21ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。
すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた(または支給金額に変更があった)厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※ 個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。

確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。

この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を22ページ【年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険		年金決定通知書・支給額変更通知書	
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)			
年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード	
			円

あなたにお支払いする年金額は、左の太ワク内の金額になります。

給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する

働いた年月	給与(諸手当を含む)	賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 月 (A)	給与計 円 (B)	賞与計 円 (C)

※ 給与(諸手当を含む)は、基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。
 ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
 ※ 仕事先が2か所以上ある場合、それぞれの収入額を計算し、合計してください。

「前年の所得」を計算する場合

前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。

➤ 給与計 (B) と賞与 (C) の合計が収入額です。

$$\boxed{\text{(B)}} \text{ 円} + \boxed{\text{(C)}} \text{ 円} = \boxed{\text{収入}} \text{ 円}$$

「現在の所得」を計算する場合

※ 月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

➤ 働いた月数 (A) が12か月ある場合は、給与計 (B) と賞与計 (C) の合計が収入額です。

$$\boxed{\text{(B)}} \text{ 円} + \boxed{\text{(C)}} \text{ 円} = \boxed{\text{収入}} \text{ 円}$$

➤ 働いた月数 (A) が12か月ない場合は、平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

$$\boxed{\text{(B)}} \text{ 円} \div \boxed{\text{(A)}} \text{ か月} \times 12 + \boxed{\text{(C)}} \text{ 円}$$

※ 申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

$$= \boxed{\text{収入}} \text{ 円}$$

2 次に、計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	計算式と「都営住宅の所得金額」	
651,000円未満	所得金額は 0円	
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額 (円) - 750,000円 = (円) 都営住宅の所得金額	
1,900,000円以上 3,604,000円未満	<p>●次のとおり、12か月分の収入額を端数処理します。</p> <p>①12か月分の収入額 ÷ 4 = A</p> <p>②Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B</p> <p>③Bを右の計算式にあてはめてください。</p>	都営住宅の所得金額 B × 2.8 - 180,000 = (円)
3,604,000円以上 6,600,000円未満		都営住宅の所得金額 B × 3.2 - 540,000 = (円)
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 (円) × 0.9 - 1,200,000円 = (円) 都営住宅の所得金額	

➤ 「都営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を24ページの表の①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

営業した年月		収入	-	必要経費	=	所得金額	
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
年	月	-			=		
合計	か月 ㉠	所得金額計					円 ㉡

※ 月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

「前年の所得」を計算する場合

- 昨年1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。
- 収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

「現在の所得」を計算する場合

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

$$\text{㉡ 円} \div \text{㉠ か月} \times 12 = \text{12か月分の所得金額 円}$$

計算した「都営住宅の所得金額」を24ページの表の①年間所得金額欄に記入してください。

年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	計算式と「都営住宅の所得金額」
65歳以上	1,100,000円まで	所得金額は 0円
	1,100,001円 ～3,299,999円	年金収入額 (円) - 1,200,000円 = (円) 都営住宅の所得金額
	3,300,000円 ～4,099,999円	年金収入額 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 都営住宅の所得金額
65歳未満	600,000円まで	所得金額は 0円
	600,001円 ～1,299,999円	年金収入額 (円) - 700,000円 = (円) 都営住宅の所得金額
	1,300,000円 ～4,099,999円	年金収入額 (円) × 0.75 - 375,000円 = (円) 都営住宅の所得金額

※ 年齢の基準日は、28ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

※ 「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※ 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、まちづくり再生課へお問い合わせください。

計算した「都営住宅の所得金額」を24ページの表の①年間所得金額欄に記入してください。

特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

(申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
ア 老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の方	工の「特別障害者控除」を受けられる方は、ウの「障害者控除」をあわせて受けることはできません。
イ 特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
ウ 障害者控除	1人につき27万円	1. 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3. 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5. 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
エ 特別障害者控除	1人につき40万円	1. 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3. 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6. 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） 7. 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8. 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

(申込者、同居親族が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
オ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 ※夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 (「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。)	カに該当する方は、オの適用はありません。
カ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

※ 年間所得金額が500万円を超える方は、「オ 寡婦控除」や「カ ひとり親控除」を受けることはできません。
 ※ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者がいない場合をいいます。
 ※ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

★ 世帯の所得金額・家族人数 ★

1 世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

所得がある方の名前	①年間所得金額 マイナスになる場合は 0円と記入	②特別控除		世帯の所得金額 差引所得金額 (A)－(B) 円
	円	老人扶養・特定扶養、(特別)障害者控除		
	円	計	円	
	円	寡婦・ひとり親控除※		
	円	計	円	
年間所得金額 合計(A)	円	特別控除 金額合計 (B)	円	

— — — — — =

(A)

16ページから22ページで計算したひとりひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。

ひとりで2種類以上の所得がある場合、(給与と年金、給与と事業所得など)は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

(B)

23ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。

※ 寡婦・ひとり親控除額は、あてはまる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額の同額が控除額となります。

(A)－(B)

年間所得金額合計(A)から特別控除金額合計(B)を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2 家族人数を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

①申込者 [1人]	+	②同居親族 [人]	+	③遠隔地扶養者数 [人]	=	家族人数 [人] 所得基準表の 家族人数には、 この人数をあ てはめます。
----------------	---	----------------	---	-------------------	---	--

①

申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。

この方が、使用許可後の名義人です。

②

同居親族とは、申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。

妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

③

遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。

例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

当せんした方が用意する主な書類です。申込みのときには必要ありません。

- 当せんした方には、必要な書類のご案内を3月下旬にお渡する予定です。
- 確認書類は入居する方全員分が必要です。
- 入居資格審査では、申込書に記入されている内容と確認書類を照合し、入居資格の有無を判定します。申込書と確認書類とで内容が異なる場合は入居できないことがあります。

☆この表には主な書類を記載しています。詳しくは、入居資格審査のときにご案内いたします。

入居資格要件	主な確認書類(公的機関で発行される書類は、前30日以内に発行されたものに限ります。)
東京都内に継続して3年以上居住していること	住民票、住民票の除票、戸籍の附票など
在留資格を有していること(外国人の場合)	住民票
配偶者がいないこと	戸籍全部事項証明書、外国籍の方は大使館の証明書など
所得が定められた基準内であること	住民税課税証明書、勤務先の証明書、確定申告書の控、年金振込通知書など(所得の種類によって異なります。)
住宅に困っていること	申込時点のお住まいの住宅の賃貸借契約書、家賃の支払いを確認できるもの、土地・建物の登記事項証明書など

- ※1 年金関係の書類は、申込月の支給額がわかるものが必要です。入居資格審査まで保管してください。
- ※2 入居予定者の中に住宅や土地をお持ちの方(法定相続分も含む)がいる場合は、申込みできません。ただし、一部例外がありますので、入居資格のページでお確かめください。
- ※3 申込後から入居資格審査までの間に転居した方は、申込時にお住いの住宅と、転居先の住宅の両方の賃貸借契約書と家賃の支払いが確認できるものが必要です。転居の際は、賃貸借契約書等を破棄しないようお願いいたします。

入居について

2 入居手続きについて

- (1) 入居手続きの際に、保証金として 住宅使用料の2か月分 を納めていただきます。
- (2) 入居にあたり以下の要件にあてはまる 連絡先となる方1名(または、1法人)が必要です。
 - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - ②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人*連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります。

入居について

3 入居後のご注意

●使用料のほかに入居者の負担する費用

(1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理(ア～エ)および他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合(オ)は、東京都が入居者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。この費用は、住宅使用料と同時に東京都へ支払っていただきます。

ア エレベーターの保守管理費

エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第一ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

ウ 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の電気料金、水道料金の支払や電管球の交換、草刈り、中低木の刈込み・せん定、落葉清掃のうち、入居者に代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて1か月1世帯約500～6,000円程度かかります。

エ 有線情報システムの維持管理費

オ 下記(2)のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

(2) 自治会等(入居者が決定した会計責任者)が徴収するもの

東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記のア～カの項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります(自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)ので、必ずお支払いください。この費用は1か月1世帯1,500円～5,000円程度かかります
※自治会等(入居者)が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

ア 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

イ 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

エ ごみ処理(未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む)および消毒に関する費用

オ 児童遊園、広場および道等の清掃、除草ならびに樹木の枝下しなどに要する費用

※上記の料金の中で、団地全体(街路灯等)と棟ごとに(エレベーター等)に負担するものがあります。

カ その他、自治会等(入居者)が決定した維持管理に要する費用

●駐車場

団地によっては有料駐車場を設置しています。設置の有無については都営住宅募集センター(03-3498-8894)へお問い合わせください。駐車場を契約する際には保証金(使用量の3か月分)を支払っていただきます。ただし、全戸数分は設置されていないので、入居後すぐには借りられない場合があります。また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探してください。なお、車いす使用者向住宅には専用駐車場が設置されている場合があります。

●テレビ受信設備

地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。また、一部の住宅については、BS衛星放送が受信できます。

なお、一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。このケーブルテレビの場合、衛星放送を受信する場合は有料になります。また付加サービス(有料放送・電話サービス・インターネット等)についてもCATV事業者と利用者との契約となり、都管理機器の故障等による損害についても稲城市及び東京都は一切責任を負いません。

多摩ニュータウン地区では、有線テレビ放送設備(ケーブルテレビ)により共同受信を行っています。このため、テレビを受信する方は、各自で(株)多摩テレビと契約して利用料[月額1,540円(税込)]を支払っていただきます。詳しくは、(株)多摩テレビ 電話(0120-118-493)へお問い合わせください。

●動物の飼育のお断り

他の入居者の迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生の悪化の原因となることが多いためです。お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

●住宅の転貸(民泊)の禁止

都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

●危険薬物の販売等および特殊詐欺の禁止

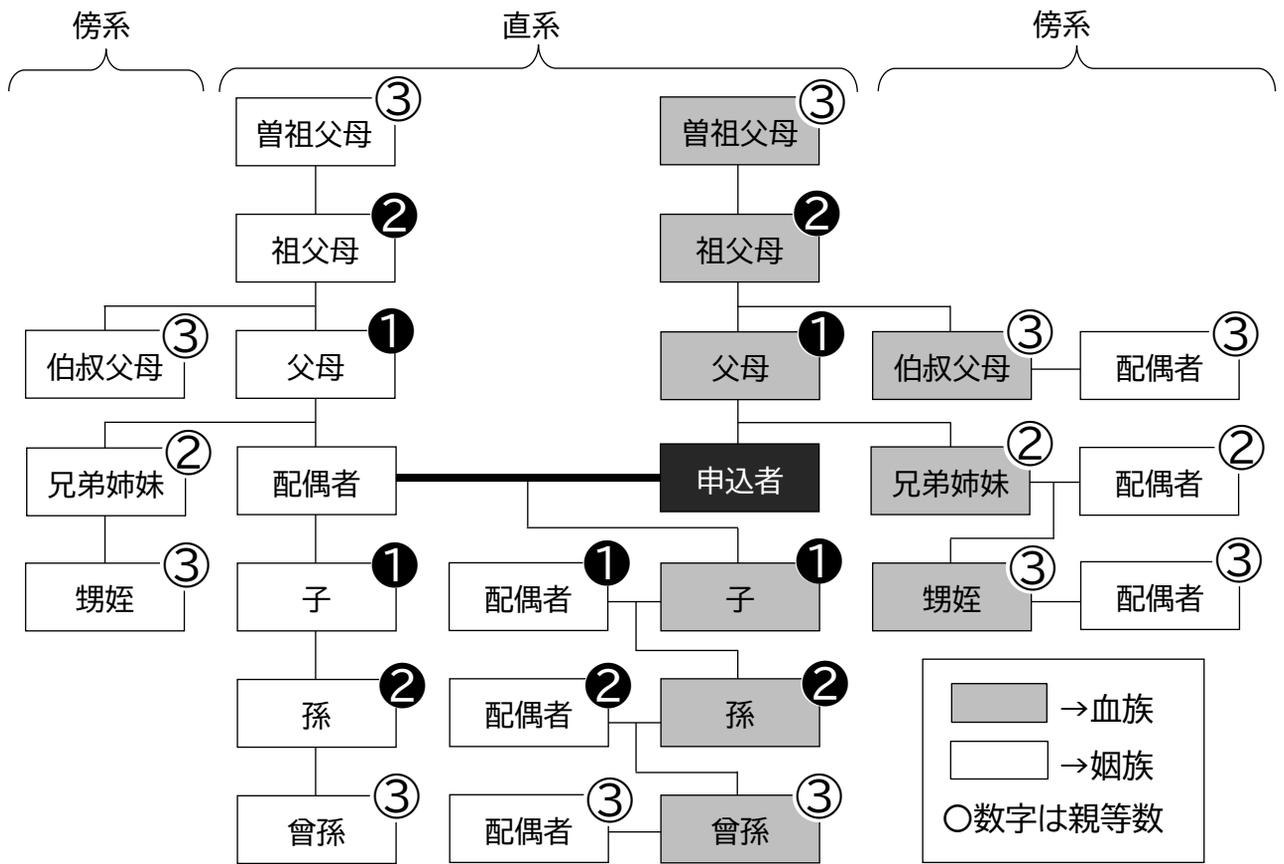
都内での危険薬物による重大事件の発生や振り込め詐欺などの特殊詐欺の深刻な被害が続いており、東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」において、建物を危険薬物の販売等および特殊詐欺のために使用することを禁止しています。都営住宅においても、危険薬物の販売等や特殊詐欺のために使用することはできません。住宅をこうした行為に使用していることが分かった場合には、退去していただくこともありますので、絶対行わないでください。

●使用承継(名義変更)について

都営住宅入居後、使用者(名義人)が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者(名義人)の死亡や離婚による転出等のやむをえない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者(名義人)の配偶者に限ります。

その他

1 親等図(参考)



その他

2 入居資格に関する基準日一覧表(参考)

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026年	令和8年	2月2日から2月17日まで
在留実績1年以上	2025年	令和7年	2月18日以前から日本に在留している
稲城市内に3年以上居住	2023年	令和5年	2月18日以前から稲城市に居住している
6歳以上	2020年	令和2年	2月18日以前の生まれ
16歳以上、23歳未満	2003年	平成15年	2月4日以降の生まれから
	2010年	平成22年	2月18日以前の生まれまで
成年者	2008年	平成20年	2月18日以前の生まれ
60歳以上	1966年	昭和41年	2月18日以前の生まれ
65歳未満	1961年	昭和36年	2月19日以降の生まれ
65歳以上	1961年	昭和36年	2月18日以前の生まれ
70歳以上	1956年	昭和31年	2月18日以前の生まれ

都営住宅の募集

1 年4回定期募集【家族向・単身者向】

募集時期	対象世帯等	問い合わせ先	備考
5月上旬 11月上旬	家族向・単身者向等(抽せん方式)	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター	募集の概要については、 広報「東京都」(募集する月の前月の末頃に新聞折込で配布されます)のほか、 テレホンサービス、公社HPでもお知らせします。
2月上旬 8月上旬	家族向(ポイント方式)※ 単身者向・ シルバーピア[高齢者住宅] (抽せん方式)	〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F 電話 03-3498-8894	

※ポイント方式とは、ひとり親(母子・父子世帯)・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯・車いす使用者世帯等に限った募集です。

☆募集案内・申込書の配布

申込書配布期間(土・日・祝日を除く)に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。また、同期間中公社ホームページからダウンロードすることもできます。

☆申込方法 郵送申込みまたはオンライン申込み(都営住宅入居者募集サイト)

2 毎月募集(抽せん方式)【家族向・単身者向】

毎月中旬ごろに募集します。詳しくは公社ホームページでお確かめください。



3 随時募集(先着順方式)【家族向】

詳しくは公社ホームページでお確かめください。
※インターネットのご利用ができない方は電話でお申込みください。
随時募集専用ダイヤル…03-5467-9266



都民住宅の募集

(都営住宅の所得基準を超過する方は、次のお申込みをご検討ください。)

都民住宅はすべて家族向です。

住宅の種類	募集時期等	問い合わせ先
東京都施行型 (先着順)	【随時】 詳しくは公社ホームページでお確かめください。 *都営住宅募集センターでも申込みできます。 午前9時～午後6時(土・日・祝日除く)	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F 電話 03-3498-8894
指定法人管理型	【随時】 詳しくは公社ホームページでお確かめください。 午前9時～午後6時(土・日・祝日除く)	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F 電話 03-3498-8894

☆都営住宅/都民住宅の総合案内テレホンサービスはこちら → 電話 03-6418-5571

☆聴力障害者の方で、上記テレホンサービスの内容をお知りになりたい方は、下記までFAXでお問い合わせください。 → 東京都住宅供給公社募集センター都営住宅募集センター FAX 03-3409-4527

☆東京都住宅供給公社ホームページ

<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

☆都営住宅入居者募集サイト

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html